

## お知らせ

### 社会保険料率の改定について

3 月より、協会けんぽ、一部の健康保険組合では健康保険料率や介護保険料率が改定されます。これにより、3 月分保険料(4 月支払の給与より控除する保険料)から健康保険料・介護保険料額が変わりますので、ご注意下さい。なお、一部の健康保険組合は 4 月より変更となります。

なお、平成 30 年度の雇用保険料率は変更ありません。

### 労働保険の年度更新の時期がまいます

労働保険料は、労働者の「賃金総額」に「労働保険料率」を乗じて算出されます。保険料は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを 1 保険年度として年度の始めに概算で保険料を決めて納付し、年度末に確定・精算するという方法をとっています。3 月分の賃金計算をされましたらご準備ください。

また、新年度より雇用保険料免除高齢者(保険年度の初日(4 月 1 日)において満 64 歳以上の方)に該当する場合は、4 月分給与から雇用保険料が免除となりますので、ご注意下さい。なお、この徴収免除制度は平成 31 年度までとなっています。

### 4 月から無期労働契約転換への申込が本格化します

有期労働契約が反復更新され通算 5 年を超えると労働者の申込により、期間の定めのない労働契約に転換できる権利(無期転換申込権)が発生します。平成 25 年 4 月 1 日以降に締結又は更新した有期労働契約から通算のカウントがされるため、同年同日付で 1 年間の有期労働契約を結んだ場合、本年 4 月以降に無期転換申込権が発生します。

対象者は、原則として契約期間の定めのある有期労働契約が 5 年を超える労働者で契約社員・パート・アルバイト等の名称は問いません。

無期契約社員となった場合でも、給与や待遇等の労働条件は、就業規則等で別段の定めがある場合を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。

なお、無期転換申込権は申込により効果が発生し、これに対し使用者は拒否ができない一方、申込がなければ有期労働契約を継続していくことになります。



無期転換ルールを逃げることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

内容に関するお問合せやご相談は  
吉田宏司事務所 (03-3274-0656 [y-jimusho@fukusikyokai.com](mailto:y-jimusho@fukusikyokai.com)) までご連絡ください。